

# 浜松市耐震改修促進計画

平成19年9月

(令和8年4月改定)



浜松市

## 目次

### 第1章 基本的事項

- 1 計画改定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模と被害の状況・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 「耐震性が不十分な建築物」についての目標・・・・・・・・ 3
- 3 住宅の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化・・・・・・・・・・ 5
- 5 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化・・・・・・・・・・・・ 6
  - (1) 要緊急安全確認大規模建築物
  - (2) 要安全確認計画記載建築物

### 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 基本的な取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・ 7
  - (1) 補助制度
  - (2) 耐震改修促進税制（国）
  - (3) 融資制度（金融機関）
  - (4) 認定制度
- 3 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境の整備・・・・ 9
- 4 地震時の総合的な安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (1) ブロック塀等の安全対策
  - (2) 落下物の安全対策

(3) 建築設備の安全対策

(4) 平成12年以前の新耐震基準の木造建築物について

#### 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する周知啓発

1	防災マップの作成・公表	12
2	相談窓口の設置等	12
3	パンフレット等の作成とその活用	13
4	ダイレクトメールやフォローアップ等の実施	13
5	施工事業者登録制度	13
6	自治会等との連携	13
7	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	13

#### 第5章 耐震診断及び耐震改修の指導等

1	耐促法と県条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物	14
2	指導等の方法	14
	(1) 指導及び助言	
	(2) 指示	
	(3) 公表	
3	耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の実施	15
4	建築基準法に基づく勧告・命令	15
	資料編	16

## 第1章 基本的事項

### 1 計画改定の背景

本市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号。以下「耐促法」という。）第6条第1項に基づき、平成19年9月に「浜松市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定（令和3年4月更新）し、建築物等の耐震診断及び耐震改修の促進を図ってきました。

計画終期となる令和7年度末の建築物の耐震化（率）は、おおむね目標に達する見込みですが、未だ耐震性が不十分な建築物が数多く存在しています。

また、静岡県では「静岡県第4次地震被害想定（平成25年）」において、建築物の倒壊による人的被害が甚大になると想定されていますが、国が令和7年7月に公表した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を踏まえ、今後「静岡県第5次地震被害想定」が示される予定です。

こうした状況から、今後も継続して建築物の耐震化を促進する必要があり、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号（令和7年7月17日国土交通省告示第535号により改正）。以下「国の基本方針」という。）」、及び「静岡県耐震改修促進計画（第4期・令和8～12年度）。以下「県計画」という。」と整合を図りながら、本計画を改定するものです。

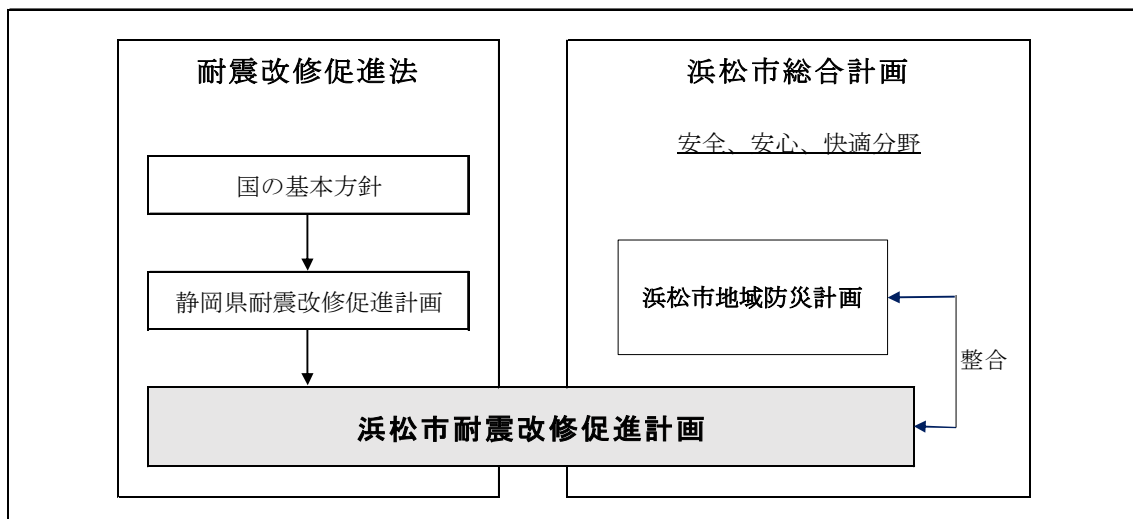
## 2 計画の目的

過去の震災による甚大な被害を教訓とし、また、東海地震や南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生の切迫性に鑑み、震災時の死傷者数及び経済的損失を可能な限り少なくすることを目標に、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを目的とします。

## 3 計画の位置付け

本計画は、国の基本方針及び県計画を勘案し、耐促法第6条第1項に規定する市町村耐震改修促進計画として位置付けるとともに、浜松市総合計画基本計画（令和7年3月策定）における個別計画としても位置付けています。

図 1-1 体系図



## 4 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化や建築物の耐震改修の状況等に的確に対応するため、必要に応じて本計画（資料編を含む）の修正を行うものとします。

## 5 計画の対象建築物

本計画の対象建築物は、市内に存する旧耐震基準<sup>【1】</sup>で建築された建築物とします。

【1】昭和56年5月31日以前の建築基準法による耐震基準

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模と被害の状況

本市においては、「静岡県第4次地震被害想定（平成25年）」における最も被害が大きい南海トラフ巨大地震（陸側ケース・冬の深夜・予知なし）の被害を想定します。

表 2-1 想定する地震の規模

区分	想定地震	備考
レベル2の地震	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9.0程度)	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震

表 2-2 想定される被害

被害区分		被害者数及び被害棟数
人的被害	死者	23,180人 (5,250人)
	重傷者	12,000人 (11,200人)
	軽傷者	20,000人 (18,400人)
建物被害 <sup>【2】</sup>	全壊	105,000棟
	半壊	39,200棟

※(カッコ)内の数字は建物の倒壊による人的被害者数 (資料：令和7年度浜松市地域防災計画)

### 2 「耐震性が不十分な建築物」についての目標

	住宅	多数の者が利用する 特定建築物 <sup>【3】</sup>	要緊急安全確認 大規模建築物 <sup>【4】</sup>	要安全確認計画 記載建築物 <sup>【5】</sup>
浜松市	令和12年 おおむね解消 <sup>【6】</sup>	令和12年 おおむね解消	令和12年 おおむね解消	令和12年 耐震性不足解消率 <sup>【7】</sup> 50%
国	令和17年 おおむね解消	—	令和12年 おおむね解消	早期に おおむね解消
静岡県	令和12年 おおむね解消	令和12年 おおむね解消	令和12年 おおむね解消	令和12年 耐震性不足解消率 50%

本計画における耐震化の目標達成に向け、建築物の耐震化をより一層促進していくため、毎年度、浜松市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定します。

【2】液状化に伴う被害を含む

【3】多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（3階以上かつ1,000㎡以上の事務所・工場・店舗等）（耐震診断努力義務）

【4】地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある建築物（3階以上かつ5,000㎡以上の工場・学校・病院等）（耐震診断義務付け）

【5】静岡県が指定する緊急輸送ルートの沿道建築物で、倒壊した場合に道路の過半を閉塞するおそれのあるもの

【6】耐震化は所有者の判断で行われるものであり、耐震化率が100%に近い状態を目指す目標を設定

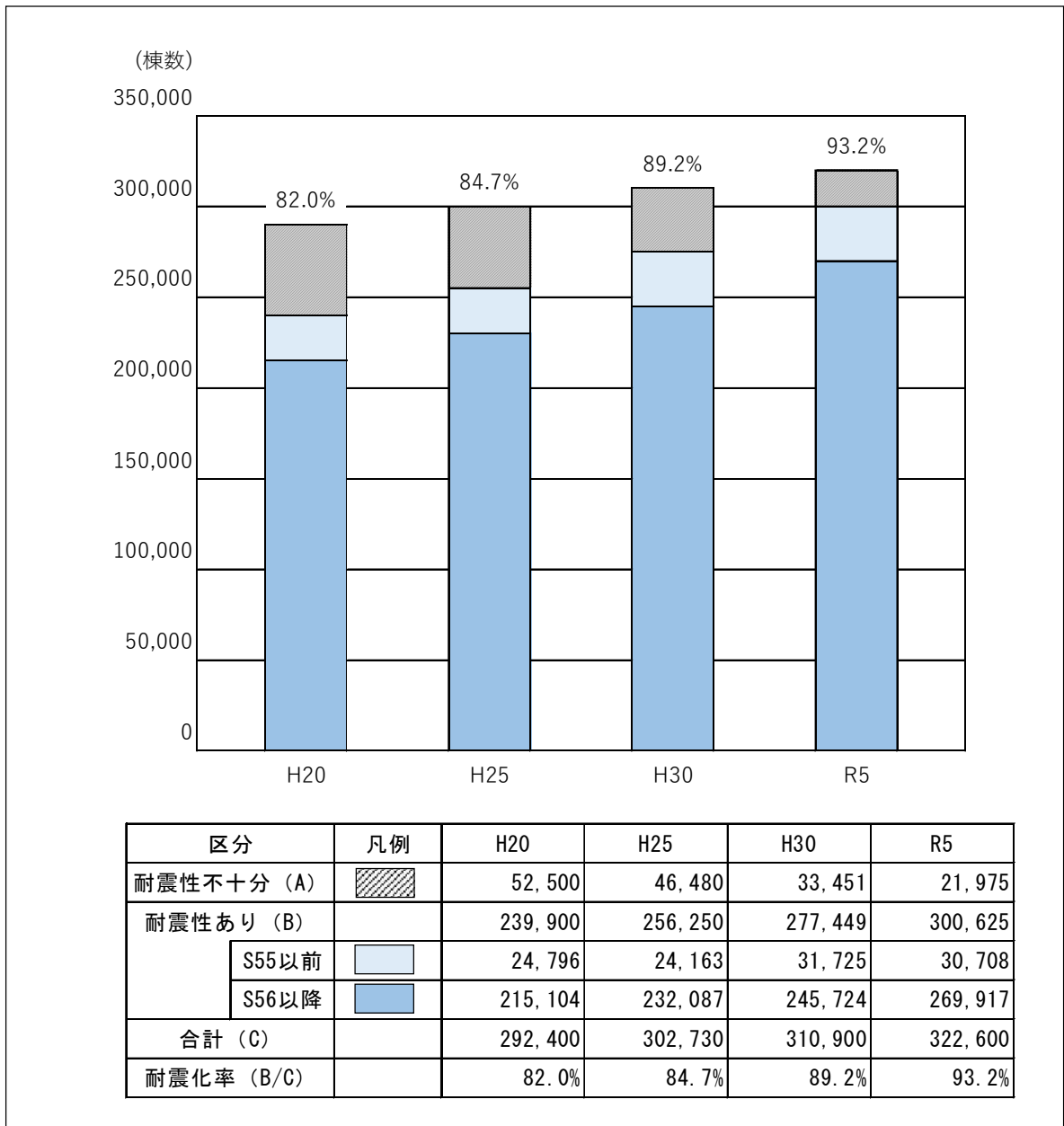
【7】「耐震性不足解消棟数（耐震性のある建築物棟数及び除却棟数）」を「当初公表時の対象棟数」で除した値

### 3 住宅の耐震化

住宅の耐震化の状況は、令和5年「住宅・土地統計調査（総務省統計局）」から国の示す方法に基づいて推計すると、令和5年度末の住宅総棟数は約322,600棟、耐震性がある住宅は約300,625棟で耐震化率<sup>【5】</sup>は93.2%となっています。

地震による人的被害を軽減するため、耐震化の更なる促進を図り、令和12年度末までに耐震性が不十分な住宅を、おおむね解消することを目標とします。

図 2-1 住宅の耐震化の状況



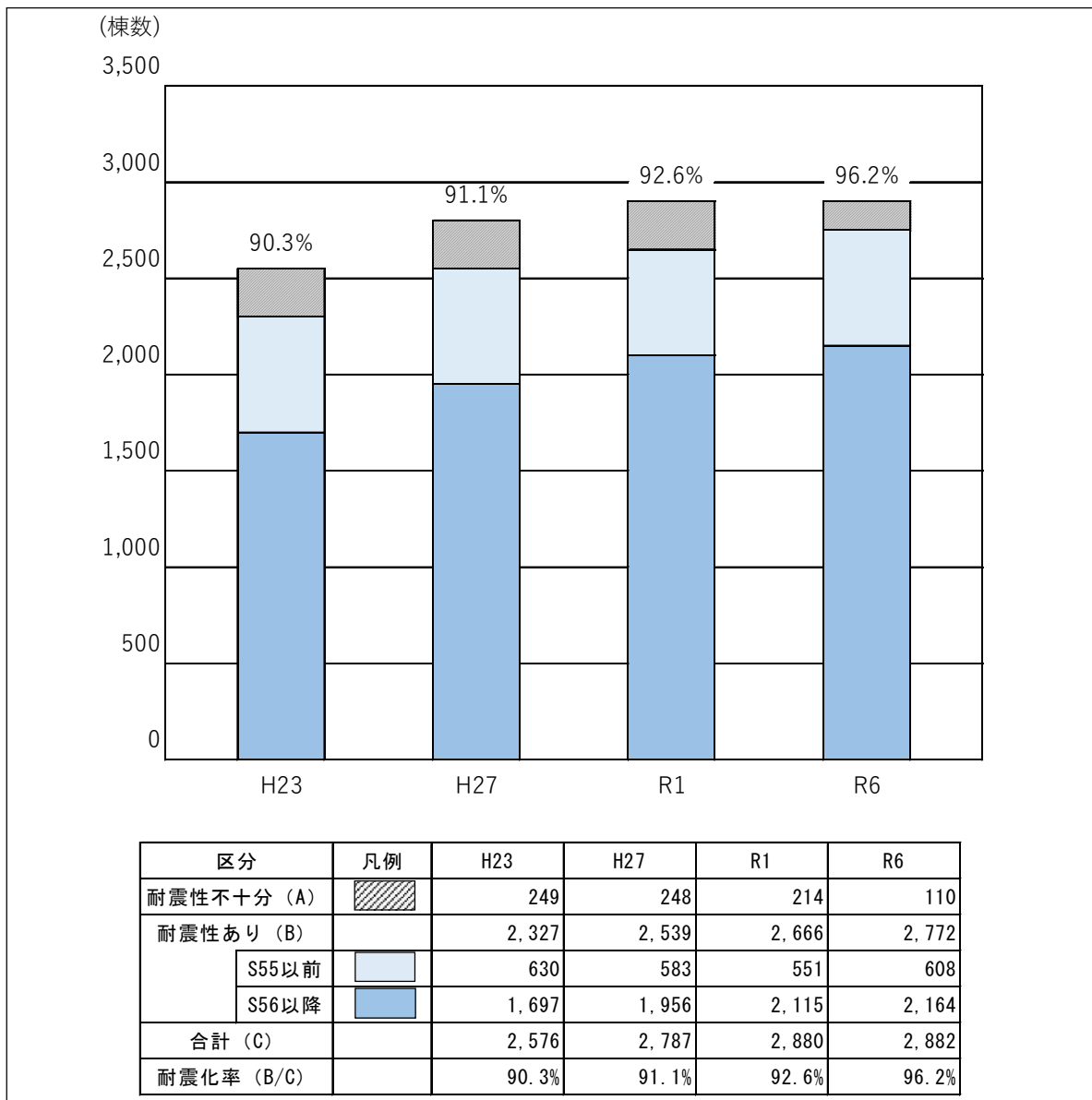
【5】耐震性がある住宅・建築物数（昭和56年以降の建築物数＋昭和55年以前のうち、耐震性がある建築物数）が住宅・建築物数（昭和56年以降の建築物数＋昭和55年以前の建築物数）に占める割合

#### 4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化

耐促法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）の耐震化の状況は、建築物の動態統計調査に基づき集計すると、令和6年度末の総棟数は2,882棟、耐震性がある建築物は2,772棟で耐震化率は96.2%となっています。

地震による人的被害を軽減するため、耐震化の更なる促進を図り、令和12年度末までに耐震性が不十分な多数の者が利用する特定建築物を、おおむね解消することを目標とします。

図2-2 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況



## 5 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化

### (1) 要緊急安全確認大規模建築物

平成25年の耐促法改正により、耐震診断及び診断結果の報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果を、平成29年1月に公表しています。

令和6年度末の棟数は62棟、耐震性がある要緊急安全確認大規模建築物は60棟で耐震化率は96.8%となっています。

地震による人的被害を軽減するため、耐震化の更なる促進を図り、令和12年度末までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を、おおむね解消することを目標とします。

表2-3 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

区分	公表時 (平成29年1月)		現状 (令和6年度末)	
	棟数	耐震化率	棟数	耐震化率
	うち耐震性あり		うち耐震性あり	
要緊急安全確認 大規模建築物	66	92.4%	62	96.8%
	61		60	

### (2) 要安全確認計画記載建築物

平成31年4月に静岡県が耐震診断の実施を義務付ける道路（以下、「緊急輸送ルート」という。）を指定したことにより、耐震診断及び診断結果の報告が義務付けられた要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果を、令和5年1月に公表しています。

公表時の対象棟数は61棟で、令和6年度末現在、耐震性があるものが6棟、除却されたものが16棟で、耐震性不足解消率は36.1%となっています。

地震による緊急輸送ルートの閉塞の防止及び人的被害を軽減するため、耐震化の更なる促進を図り、令和12年度末までに耐震性不足解消率を50%とすることを目標とします。

表2-4 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

区分	公表時 (令和5年1月)	現状 (令和6年度末)		耐震性不足 解消率
	棟数	棟数		
	うち耐震性あり	うち耐震性あり	うち除却	
要安全確認計画 記載建築物	61	61		36.1%
	6	6	16	

### 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### 1 基本的な取組方針

建築物の耐震改修等を促進するためには、所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本市は、こうした取り組みを最大限支援するという観点から、国や静岡県と連携して、阻害要因となっている経済的負担の軽減を図り、耐震改修等を行いやすい環境の整備など、必要な施策を講じ、地震による住宅・建築物の倒壊から、一人でも多くの市民の命を守り、助かった命をつなぐことを基本的な取組方針とします。

#### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

##### (1) 補助制度

令和8年度より、耐震診断及び耐震補強に要する費用に対する所有者等の負担を軽減するため、浜松市地震対策推進事業を実施します。

本事業は、対象とする建築物を住宅と住宅以外に大別し、住宅の中でも特に木造住宅の耐震化を重点的に促進します。

木造住宅については、耐震診断や耐震補強に加え、更なる促進策として、耐風改修助成事業を実施します。また、住宅の耐震化が困難な所有者等の減災化を図ることを目的とした耐震シェルター整備事業、ブロック塀等撤去改善事業、がけ地近接等危険住宅移転事業を実施します。

表3-1 浜松市地震対策推進事業の一覧

	区分	住宅		住宅以外
		木造	木造以外	
耐震化	耐震診断	わが家の専門家診断事業	非木造住宅耐震診断事業	建築物耐震診断事業
	補強計画	木造住宅耐震補強助成事業 (計画・工事一体型)	非木造住宅補強計画策定事業	建築物補強計画策定事業
	耐震補強	緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業		建築物耐震補強助成事業
	促進策	耐風診断助成事業		
		耐風改修助成事業※	—	—
減災化	耐震シェルター整備事業	—	—	
	ブロック塀等撤去改善事業			
	がけ地近接等危険住宅移転事業			—

※木造住宅耐震補強助成事業と併せて実施する場合に限る

##### (2) 代理受領制度

申請者（建物所有者等）との契約により工事施工者等が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度を実施します。

この制度を利用することで申請者は工事費等と補助金の差額（自己負担分）のみ調達すればよくなり、費用負担が軽減されます。

### (3) 耐震改修促進税制（国）

耐震改修を実施した場合に、所得税の控除等や固定資産税の減額が受けられる「耐震改修促進税制」を活用できます。

表 3-2 耐震改修促進税制

(令和 8 年 4 月現在)

区分		概要
住宅	所得税	令和 10 年 12 月 31 日までに実施した耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の 10%等を所得税から控除
	固定資産税	令和 13 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税が半額（上限あり）
耐震診断義務付け対象建築物	固定資産税	令和 11 年 3 月 31 日に耐震改修工事を行った場合、翌年と翌々年度の固定資産税が半額 (建築物の耐震改修の促進に関する法律による報告を行ったものに限る)

### (4) 融資制度（金融機関）

#### ・住宅ローン

静岡県と県内金融機関は、「耐震性が不十分な木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、平成 18 年度に協定を締結し、各金融機関では住宅ローンの優遇制度を設けています。

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建替える場合、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けることができます。

#### ・リバースモーゲージ型住宅ローン【リ・バース 60】

高齢者世帯の耐震化を促進するため、住宅金融支援機構の「リ・バース 60」を活用した耐震改修融資に対して、国が提携金融機関へ利子補給することにより、無利子又は低利子となる優遇措置を受けることができます。

#### ・防災、減災強化資金（中小企業のホテル・旅館の耐震化に係る制度融資）

県内の中小企業経営者の耐震診断及び耐震改修の融資に対して、静岡県が金融機関へ利子補給することにより、利子の優遇を受けることができます。

（「防災・減災強化資金」経済産業部所管）

特に、ホテル・旅館（延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上、かつ階数が 3 以上のものに限る。）に対しては、災害時に当該施設への避難者の収容や災害支援作業の宿泊に関する協定を締結した場合、融資利率等が更に優遇されます。

### (5) 認定制度

耐促法に基づく各種認定により、それぞれ特例を受けることができます。

表 3-3 認定制度

認定区分	特例
耐震改修計画の認定	既存不適格建築物の制限の緩和 耐火建築物に係る制限の緩和 容積率に係る制限の緩和 建蔽率に係る制限の緩和 建築確認の手続きの簡素化
建築物の地震に対する安全性に係る認定	当該建築物やその敷地又はその利用に関する広告等に、認定を受けている旨を表示できる
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	耐震改修に必要な区分所有者の賛同と議決権が、それぞれ4分の3から2分の1とすることができる

### 3 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境の整備

建築物の所有者等が安心して耐震改修等に取り組むためには、適切な耐震改修等を確実にできる体制づくりが必要です。

このため、「わが家の専門家診断事業」「木造住宅耐震補強助成事業」においては、静岡県が認定する「静岡県耐震診断補強相談士」が耐震診断及び耐震補強計画を行い、安心して耐震補強工事ができるよう、診断結果の報告の際に、耐震改修の方法や費用及び補助制度や今後の手続き等について、分かりやすく丁寧な説明を行います。

そして、木造住宅の耐震補強工事にあたっては、「浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者登録制度」により、所有者等が登録施工事業者をいつでも検索や紹介ができるよう、窓口やホームページで名簿を公開します。

さらに、登録施工事業者には定期的に講習会や情報提供をすることにより技術向上を図り、所有者等が安心して工事を依頼できるようにします。

また、所有者等が安心して耐震改修等に取り組めるよう、耐震補強工事の施工事例や費用等を紹介したリーフレット等をいつでも閲覧できるよう、情報提供の場を建築行政課に設置します。

#### 4 地震時の総合的な安全対策

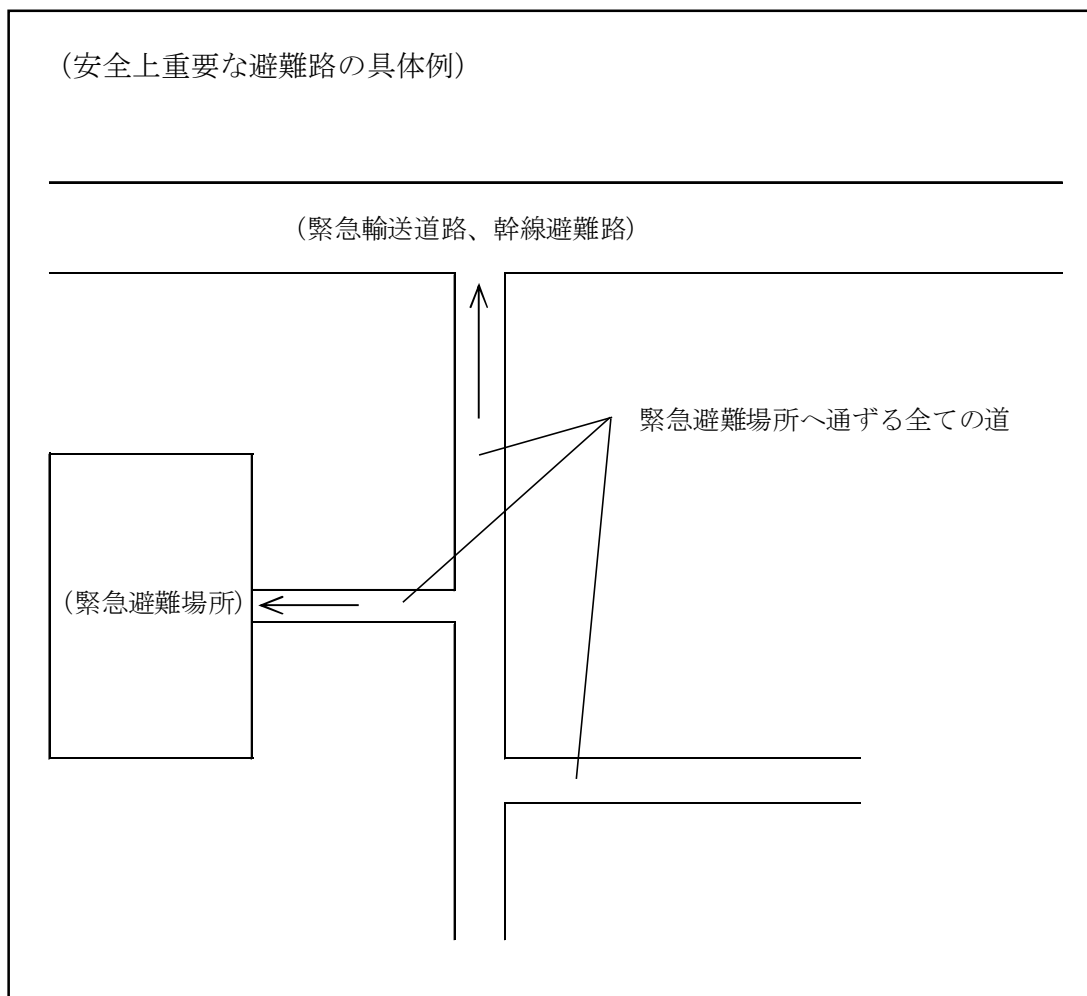
##### (1) ブロック塀等の安全対策

近年の地震におけるブロック塀等の倒壊による被害状況を踏まえ、歩行者の安全や緊急車両の通行を確保するため、市内の道路等について安全上重要な避難路を定め、これに面する危険ブロック塀等の撤去改善を促進します。

(安全上重要な避難路)

- ・浜松市地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路、幹線避難路、緊急避難場所へ通ずる全ての道\*

※建築基準法第42条第1項及び第2項の道路及び公的な管理者が管理しており、複数の者が通行している通路



## (2) 落下物の安全対策

地震や強風による脱落や飛散を防止するため、市内全域を対象として建築基準法による構造方法(令和2年度国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示109号)に適合しない瓦屋根を安全な構造とする必要性を周知啓発します。

また、窓ガラスや外壁、天井等について、定期報告等の機会を捉え、建築物の所有者等に対して落下物の安全対策の必要性を周知啓発します。

## (3) 建築設備の安全対策

平成23年3月の東日本大震災ではエレベーターの釣合いおもりやエスカレーターの落下被害が発生するとともに、平成30年6月の大阪府北部地震では多くのビルのエレベーターの緊急異常停止によりエレベーター内に人が閉じこめられるなどの事案が発生したため、定期報告等の機会を捉え、建築物の所有者等に対してエレベーター、エスカレーターの安全対策の必要性を周知啓発します。

また、給湯設備やそれらに付随する配管等の安全対策の必要性を周知啓発します。

## (4) 平成12年以前の耐震基準の木造建築物について

昭和56年6月の新耐震基準導入以降で平成12年5月より前に建築された木造建築物については、平成28年4月の熊本地震や令和6年1月の能登半島地震で一定の被害が生じており、被害の要因分析は引き続き検討すべき課題とされています。

一方、国は「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を公表し、所有者等が接合部等の仕様や劣化状況等を確認することで容易に耐震性能を検証することが可能としているため、この検証法を周知啓発します。

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する周知啓発

建築物の耐震改修等を促進するためには、所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することが必要不可欠です。

このため、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と危険性の程度等について周知啓発を図ります。

また、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行うとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組みます。

### 1 防災マップの作成・公表

避難行動計画及び防災マップを作成し、配布するとともに、南海トラフ巨大地震の被害想定、防災情報等をインターネットホームページ等で公開しています。

(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>)

また、市民が容易に自分の居住地域の防災情報を取得できるようデジタル防災マップを作成し、インターネットホームページでの閲覧や市民協働センター等からのパソコンによる地図提供などを行っています。

なお、静岡県では、被害想定やハザードマップを作成し、静岡県防災情報インターネットGISにより公開しています。( <http://www.pref.shizuoka.jp/> )

さらに、要安全確認計画記載建築物の耐震化に関する情報については、国土地理院が作成している「重ねるハザードマップ」上で公開しており、道路の区間毎に耐震性が不十分な建築物を把握することができます。

### 2 相談窓口の設置等

建築物の所有者等が安心して耐震改修等に取り組むためには、専門的な情報をわかりやすく伝え、その後もサポートしていく体制づくりが必要です。

このため、耐震相談窓口を設置し、相談内容に応じ適切な対応ができるよう各種関係団体等と連携を図ります。

また「わが家の専門家診断」を受けた際に、静岡県耐震診断補強相談士が診断結果の説明や耐震補強の方法及び費用、補助制度の手続き等について説明を行い、その場で相談もできるようにします。

### 3 パンフレット等の作成とその活用

「広報はままつ」等により耐震改修等に関する補助制度を紹介するとともに、耐震改修等に関する補助制度と申請の流れについて説明したパンフレット等を作成し、所有者等の耐震化への意識啓発を行います。

また、戸別訪問や建築物防災週間等の各種行事及びイベント等の機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について周知啓発を図ります。

### 4 ダイレクトメールやフォローアップ等の実施

耐震診断を促進し、耐震補強工事へ誘導していくため、耐震診断を実施していない住宅の所有者に対してダイレクトメールを送付するとともに、耐震診断実施済で耐震補強工事を実施していない住宅の所有者に対し、ダイレクトメールの送付や戸別訪問などのフォローアップを行います。

### 5 施工事業者登録制度

木造住宅耐震補強助成事業において、耐震補強工事を実施しようとする所有者等が安心して工事を依頼できるよう、耐震補強工事の施工事業者は指定する講習を受講し、市長の登録を受けることとします。

また、登録を受けた施工事業者をホームページで公開しています。

(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>)

### 6 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自助」「共助」であり、地域が連携して対策を講じることが重要です。また、市内には、自治会単位ごとに約730の自主防災組織があり、市は各自治会と連携した活動を行っています。

この活動に加えて、自治会や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の必要性を周知啓発するため、出前講座の開催など積極的な支援を行います。

### 7 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

各種行事及びイベント等でリフォームにあわせた耐震改修の推奨を行っており、今後も取組みを継続します。

## 第5章 耐震診断及び耐震改修の指導等

### 1 耐促法と県条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

耐促法及び静岡県地震対策推進条例（平成8年3月22日条例第1号。以下「県条例」という。）により、昭和56年5月以前に建築された全ての建築物の所有者は耐震診断及び必要な耐震改修を行うよう努めることとされております。

また、所管行政庁は所有者に対して必要な耐震診断又は耐震改修の指導及び助言、指示、公表等ができることとされています。

表 5-1 耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

区分	指導・助言	指示	公表
耐促法	全ての既存耐震不適格建築物 (耐促法第16条ほか)	特定既存耐震不適格建築物のうち一定の用途・規模の建築物(資料編参照) (耐促法第15条第2項)	左記の指示を受けた所有者が正当な理由無くその指示に従わなかった建築物 (耐促法第15条第3項)
県条例	全ての既存建築物 (県条例第15条)	緊急輸送路、避難路又は避難地に面する既存建築物 (県条例第15条第4項)	—

### 2 指導等の方法

#### (1) 指導及び助言

「指導」及び「助言」は、建築物の所有者等に対して、既存建築物の耐震診断又は耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応ずる方法で行います。

#### (2) 指示

「指示」は、指導及び助言に対して、耐震診断又は耐震改修を実施しない場合において、改めてその実施を促したにもかかわらず対応が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を当該建築物の所有者等に対して交付する等の方法で行います。

#### (3) 公表

「公表」は、「正当な理由」がなく、耐震診断又は耐震改修の「指示」に従わないときに行います。

「公表の方法」については、法に基づく公表であること、市民に広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮する必要があることから、公告、ホームページへの掲載、窓口での閲覧等を行います。

なお、耐震診断や耐震改修の実実施計画を策定し、計画的な診断、改修が確実に行われる見込みがあるかどうかを勘案し、「公表」の判断をします。

### 3 耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

耐促法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、耐震診断結果の公表については、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物の所有者等が不利益になることのないよう、十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

また、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者等に対して、耐促法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言をしていくとともに、同条第2項の規定に基づく必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することを検討します。

### 4 建築基準法に基づく勧告・命令

建築基準法第10条では、同法第6条第1項第一号に掲げる建築物その他同法施行令第14条の2で定める建築物（同法第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。）について、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。）については、速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認められる建築物についても、保安上必要な措置をとることを同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令ができるとされています。

## 資料編

1	浜松市地震対策推進事業の概要	17
2	木造住宅耐震補強助成事業の補助要件の考え方	18
3	プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業の実績	19
4	住宅の耐震化の現状	19
5	多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状	20
6	耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築物の選定	23
7	指導等のフロー図	25
	<参考>緊急輸送ルートの指定図	26
8	関係法律及び条例	
(1)	建築物の耐震改修の促進に関する法律	27
(2)	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	33
(3)	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	41
(4)	建築物の耐震改修の促進を図るための基本的な方針	43
(5)	静岡県地震対策推進条例	44
(6)	静岡県地震対策推進条例施行規則	46
(7)	建築基準法	46
(8)	建築基準法施行令	47

1 浜松市地震対策推進事業の概要

(令和8年4月現在)

事業区分		基準額		補助率	
1	木造住宅耐震補強助成事業	1,437,500円/敷地 (補助上限115万円)		4/5	
	屋根の耐風改修助成事業	瓦屋根の耐風改修工事	24,000円/㎡(屋根面積) (補助上限55.2万円)	23%	
2	非木造住宅耐震診断事業	戸建住宅	136,000円/戸	2/3	
		戸建住宅以外1棟ごとに以下の額を合計した額。			
		延べ面積1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡		
		延べ面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分	1,570円/㎡		
3	非木造住宅補強計画策定事業	すべての非木造住宅	1,850円/㎡ (補助上限123.3万円)	2/3	
		1棟ごとに以下の額を合計した額。			
4	建築物耐震診断事業	延べ面積1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡	2/3	
		延べ面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分	1,570円/㎡		
		延べ面積2,000㎡を超える部分	1,050円/㎡		
5	建築物補強計画策定事業	1棟ごとに以下の額を合計した額。ただし、補助上限720万円 (補助上限900万円) ※1		2/3 (5/6) ※1	
		延べ面積1,000㎡以内の部分	3,000円/㎡		
		延べ面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分	1,800円/㎡		
		延べ面積2,000㎡を超えて 3,000㎡以内の部分	1,200円/㎡		
		延べ面積3,000㎡を超えて 5,000㎡以内の部分	600円/㎡		
		延べ面積5,000㎡を超えて 10,000㎡以内の部分	360円/㎡		
6	建築物耐震補強助成事業	1棟ごとに以下の額。ただし、補助上限1,600万円		23%の 2/3 (607/ 1800) ※2	
		免震工法で施工する場合	83,800円/㎡		
		免震工法以外で 施工する場合	マンション 50,200円/㎡ マンション以外 51,200円/㎡		
7	緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業	既存住宅(マンションを除く)	34,100円/㎡	11/15	
		免震工法で施工する場合	83,800円/㎡		
		免震工法以外で 施工する場合	マンション		50,200円/㎡
			マンション以外		51,200円/㎡

8	ブロック塀等撤去改善事業	撤去費		14,000円/m (補助上限20万円)	2/3
		新設費 (金属製フェンス等又は生垣) ※3		38,400円/m (補助上限25万円)	2/3
9	がけ地近接等危険住宅移転事業	除却費	木造	28,000円/m <sup>2</sup>	10/10
			非木造	41,000円/m <sup>2</sup>	
		移転費		上限975,000円/戸	
		建物助成費 ※4	建物新築又は購入費	4,650,000円/戸	
			土地購入費	2,060,000円/戸	
敷地造成費	608,000円/戸				
10	屋根の耐風診断助成事業	瓦屋根の耐風診断		31,500円/棟 (補助上限2.1万円)	2/3
11	耐震シェルター整備事業	一般住宅		600,000円/戸 (補助上限40万円)	2/3
		高齢者のみが居住する住宅等 ※5		600,000円/戸 (補助上限50万円)	5/6

※1 ()内は要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物に該当する場合。

※2 ()内は要緊急安全確認大規模建築物に該当する場合。

※3 生垣を設置する場合は次の全てに該当するもの。

- ア 中低木(樹高2m未満)を3本/m以上植樹するもの。ただし、芝生、草花、高さ30cm未満の樹木及びプランター、コンテナ等による緑化は除く
- イ 道路に沿って植樹すること

※4 建物助成費の基準額については、当該事業に要する資金を金融機関から借り入れた場合の当該借入金に対する利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額をいう。

※5 高齢者のみが居住する住宅等とは、次のいずれかに該当する住宅であって、借家以外のものをいう。

- ア 65歳以上の者のみが居住するもの(65歳の者以外に、15歳未満の者又は18歳未満で就学している者のみが居住する場合を含む。)
- イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの
- ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)による要介護者又は要支援者が居住するもの
- エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

### 3 プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業の実績

(単位：件)

事業名	～R2	R3	R4	R5	R6	合計
わが家の専門家診断事業	12,513	500	460	474	650	14,597
木造住宅耐震補強助成事業	3,085	85	66	75	140	3,451
非木造住宅耐震診断事業	15	0	1	1	2	19
非木造住宅補強計画策定事業	1	0	0	0	0	1
建築物耐震診断事業	285	6	4	13	10	318
建築物補強計画策定事業	2	0	0	0	1	3
建築物耐震補強助成事業	1	0	0	0	0	1
緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業	0	1	6	11	3	21

### 4 住宅の耐震化の現状（令和5年度）

(単位：戸)

区分	住宅総数	S56年以降の住宅	S55年以前の住宅		耐震化率
			耐震性あり	耐震性不足	
木造	190,200	150,326	21,619	18,255	90.4%
非木造	132,400	119,591	9,089	3,720	97.2%
合計	322,600	269,917	30,708	21,975	93.2%

5 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（令和6年3月現在）

（単位：棟）

用途	総数	56以降	55以前耐震性あり	55以前耐震性不足	耐震化率(%)	特定既存耐震不適格建築物	指示対象建築物	診断義務付け対象建築物		
県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		57	36	21	0	100	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	公共	52	33	19	0	100				
	民間	5	3	2	0	100				
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校等		313	114	199	0	100	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	階数2以上かつ3,000㎡以上	
	公共	276	86	190	0	100				
	民間	37	28	9	0	100				
	上記以外の学校	公共	69	27	42	0				100
		民間	83	68	15	0				100
幼稚園		78	47	31	0	100	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
	公共	21	9	12	0	100				
	民間	57	38	19	0	100				
保育園		79	66	12	1	98.7	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
	公共	17	8	9	0	100				
	民間	62	58	3	1	98.4				
体育館（一般公共の用に供されるもの）		28	24	4	0	100	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	公共	26	22	4	0	100				
	民間	2	2	0	0	100				
病院		95	88	6	1	98.9	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
	公共	11	8	3	0	100				
	民間	84	80	3	1	98.8				
診療所		5	5	0	0	100	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	公共	0	0	0	0	-				
	民間	5	5	0	0	100				
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		159	156	1	2	98.7	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
	公共	4	4	0	0	100				
	民間	155	152	1	2	98.7				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		38	33	5	0	100	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	公共	20	15	5	0	100				
	民間	18	18	0	0	100				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		0	0	0	0	-	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	公共	0	0	0	0	-				
	民間	0	0	0	0	-				
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		4	1	0	0	100	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	公共	3	0	3	0	100				
	民間	1	1	0	0	100				

用途	総数	56以降	55以前 耐震性 あり	55以前 耐震性 不足	耐震化 率 (%)	特定既存耐震 不適格建築物	指示 対象建築物	診断義務付け 対象建築物		
集会場		51	35	8	8	84.3	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上		
	公共	17	15	2	0	100				
民間	34	20	6	8	76.5					
博物館、美術館、図書館 又は展示場		9	6	3	0	100				
	公共	7	4	3	0	100				
民間	2	2	0	0	100					
百貨店		3	1	2	0	100				
	公共	0	0	0	0	-				
民間	3	1	2	0	100					
ポーリング場、スケート 場、水泳場その他これら に類する運動施設		20	19	0	1	95				
	公共	1	1	0	0	100				
民間	19	18	0	1	94.7					
公会堂		4	3	0	1	75				
	公共	0	0	0	0	-				
民間	4	3	0	1	75					
卸売市場		1	1	0	0	100			階数3以上かつ 1,000㎡以上	
	公共	0	0	0	0	0				
民間	1	1	0	0	100					
マーケットその他の 物品販売業を営む店舗		50	46	1	3	94				
	公共	0	0	0	0	-				
民間	50	46	1	3	94					
ホテル又は旅館		110	90	6	14	87.3				
	公共	2	1	1	0	100				
民間	108	89	5	14	87					
自動車車庫その他の自 動車又は自動車の停留 又は駐車のための施設		36	36	0	0	100				
	公共	2	2	0	0	100				
民間	34	34	0	0	100					
公衆浴場		1	1	0	0	100				
	公共	0	0	0	0	-				
民間	1	1	0	0	100					
飲食店、キャバレー、料 理店、ナイトクラブ、ダ ンスホールその他これ らに類するもの		8	4	2	2	75				
	公共	0	0	0	0	-				
民間	8	4	2	2	75					
理髪店、質屋、貸衣装屋、 銀行その他これらに類 するサービス業を営む 店舗		17	12	5	0	100				
	公共	0	0	0	0	-				
民間	17	12	5	0	100					

用途	総数	56以降	55以前耐震性あり	55以前耐震性不足	耐震化率(%)	特定既存耐震不適格建築物	指示対象建築物	診断義務付け対象建築物
事務所		310	245	39	26	91.6	階数3以上かつ 1,000㎡以上	
	公共	0	0	0	0	-		
民間	310	245	39	26	91.6			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		272	249	19	4	98.5		
	公共	9	6	3	0	100		
民間	263	243	16	4	98.5			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿		982	750	185	47	95.2		
	公共	280	147	130	3	98.9		
民間	702	603	55	44	93.7			
合計		2,882	2,164	608	110	96.2		
	公共	817	388	426	3	99.6		
	民間	2,065	1,776	182	107	94.8		

6 耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築物の選定

法・条例	用途			指示する建築物	公表する建築物 (指示したものに限る)	建築基準法に基づき 勧告・命令する建築物 (原則、公表したものに限る)	
耐促法第15条第2項	(1) 災害の拠点となる建築物	災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	診断	法第15条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物	—
		住民の避難所等として使用される施設	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校 体育館（一般公共の用に供されるものに限る）				
		救急医療等を行う施設	病院、診療所				
		災害時要援護者を保護、入所している施設	幼稚園、保育所 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	改修	ランクⅢの建築物 又は ランクⅡの公共建築物	ランクⅢの建築物	ランクⅢの建築物のうち IS/ET<0.3 又は IS<0.3の建築物
		交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
	(2) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、マーケット等 ホテル、旅館 集会場、公会堂 劇場、観覧場、映画館、演芸場 博物館、美術館、図書館 展示場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等 遊技場 ボーリング場、スケート場、水泳場等 公衆浴場 自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設	診断	法第15条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物	—	
	(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	—					改修
	県条例第15条第4項	(4) 全ての用途	診断	緊急輸送路等沿いの既存建築物	—	—	
				改修	ランクⅢの建築物 又は ランクⅡの公共建築物	—	—

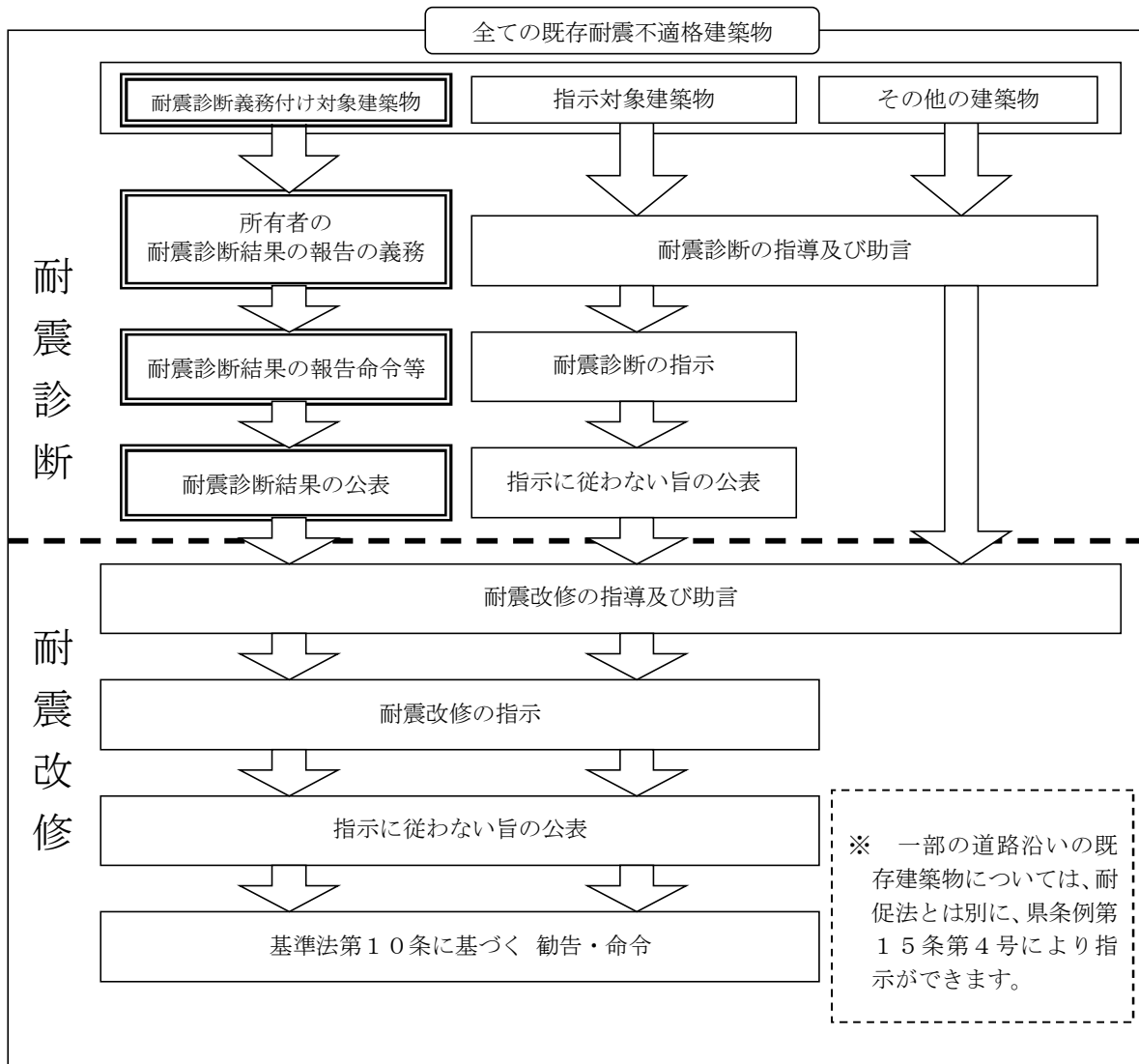
各ランクの建築物の耐震性能

ランク	想定される南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震に対する耐震性能		備考	構造	基準
Ⅰ	Ⅰ a	耐震性能が優れている建物。軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	木	総合評点 $\geq 1.5$
				非木	$I_s/E_T \geq 1.25$
	Ⅰ b	耐震性能が良い建物。倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定や、「大規模地震発生直後における施設管理者等による緊急点検に係る指針（内閣府 平成27年2月策定）」を参考に施設管理者が確認し、判断する。	木	$1.0 \leq$ 総合評点 $< 1.5$
				非木	$I_s/E_T \geq 1.0$
Ⅱ	耐震性能がやや劣る建物。倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。		木	$0.7 \leq$ 総合評点 $< 1.0$	
			非木	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$	
Ⅲ	耐震性能が劣る建物。倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		木	総合評点 $< 0.7$	
			非木	$I_s/E_T < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$	

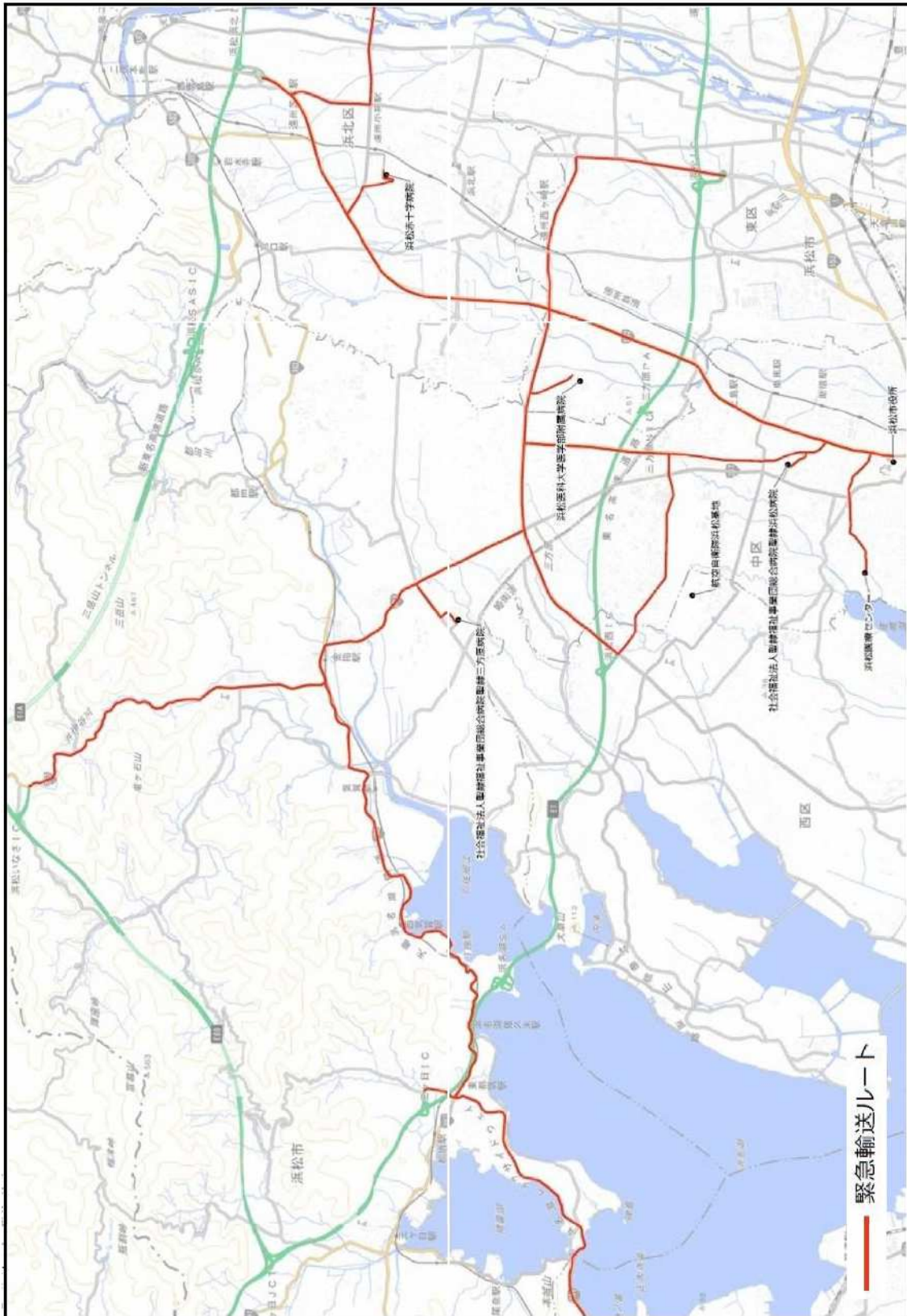
用語説明

指標値等	
耐震性能	建築物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標（ $I_s$ 値）	建築物が保有する耐力を表わす指標（耐震診断で算定）
静岡県の耐震判定指標値（ $E_T$ 値）	想定される南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震に対して安全性を確保するための建築物が保有する耐力の目標値 $E_T = E_s \times C_I \times C_G$ $E_s$ ：基本耐震指標値 $C_G$ ：地形指標 がけ地等の場合 1.25 その他の場合は 1.0
用途係数（ $I$ ）	建築物の用途により地震力を割り増す係数 $I=1.25$ の場合 ランクⅠ a $I=1.0$ の場合 ランクⅠ b
建築物の重要度係数（ $C_I$ ）	地震による建築物の破壊を抑える程度を表わす係数 $C_I=1.25$ の場合 地震時に軽微な被害にとどめ継続使用を可能とする $C_I=1.0$ の場合 地震時に倒壊せずある程度の被害にとどめる
総合評点	木造建築物が保有する耐力を表わす指標（耐震診断で算定）

## 7 指導等のフロー図



＜参考＞緊急輸送ルート指定図



## 8 関係法律及び条例

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(平一七法一二〇・追加、平二五法二〇・一部改正)

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

(平一七法一二〇・追加)第一章 総則

### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(平一七法一二〇・追加)

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の

実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合  
特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(平一七法一二〇・追加、平二三法一〇五・平二五法二〇・一部改正)

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。
- (平二五法二〇・追加) (基本方針)

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(平一七法一二〇・旧第二章繰下、平二五法二〇・改称)

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(平二五法二〇・追加)

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(平二五法二〇・追加)

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(平二五法二〇・追加)

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。  
(平二五法二〇・追加)

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。  
(平二五法二〇・追加)

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。  
(平二五法二〇・追加)

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(平二五法二〇・追加)

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記

載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(平一七法一二〇・旧第二条繰下・一部改正、平二五法二〇・旧第六条繰下・一部改正)

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(平一七法一二〇・旧第四条繰下・一部改正、平二五法二〇・旧第七条繰下・一部改正)

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

(平二五法二〇・追加)

## 附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認

計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(平二五法二〇・追加)

---

## (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メ

一 トルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(平一八政八・追加)

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)

十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(平二五政二九四・追加、平二八政四三・平二九政四〇・一部改正)

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の第十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(平二五政二九四・追加、平二七政一一・一部改正)

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の第十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(平二五政二九四・追加、平二七政一一・一部改正)

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に附属するもの

(平三〇政三二三・全改)

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(平二五政二九四・追加)

(多数の者が利用する特定既存耐震不適當建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

- 十二 公衆浴場
  - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十五 工場
  - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
  - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
  - 三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
  - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。
- (平一八政八・旧第一条繰下・一部改正、平一八政三二〇・平一九政五五・平一九政二三五・一部改正、平二五政二九四・旧第二条繰下・一部改正、平二六政四一二・平二七政四二一・一部改正)  
(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)
- 第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
  - 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
  - 三 マッチ
  - 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
  - 五 圧縮ガス
  - 六 液化ガス
  - 七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
  - イ 火薬 十トン
  - ロ 爆薬 五トン

- ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
  - ニ 銃用雷管 五百万個
  - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
  - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
  - ト 信号炎管若しくは信号火箭せん又は煙火 二トン
  - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
  - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
  - 五 マッチ 三百マッチトン
  - 六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル
  - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
  - 八 液化ガス 二千トン
  - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン
  - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。
- (平一八政八・追加、平二五政二九四・旧第三条繰下・一部改正)
- (所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)
- 第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 病院又は診療所
  - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五 展示場
  - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 九 博物館、美術館又は図書館
  - 十 遊技場
  - 十一 公衆浴場
  - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(平一八政八・旧第三条線下・一部改正、平一八政三二〇・平一九政二三五・一部改正、平二五政二九四・旧第五条線下・一部改正、平二六政四一二・一部改正)

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(平一八政八・旧第四条線下・一部改正、平二五政二九四・旧第六条線下・一部改正)

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(平二五政二九四・追加)(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に

対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(平二五政二九四・追加)

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第三項第二号の住宅(共同住宅又は長屋に限る。)又は同項第四号の施設である建築物とする。

(平一八政八・追加、平二五政二九四・旧第七条繰下・一部改正)

#### 附 則

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物(地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。))を除く。) 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(平二五政二九四・追加、平二六政四一二・一部改正)

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

(平二五政二九四・追加)

---

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）（抜粋）

(令第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物は、国又は地方公共団体が大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として防災に関する計画等に定めたものとする。

(平二五国交令八七・追加)

(法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路)

第二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路は、都道府県が同項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第二号に定める事項を記載しようとする場合にあつては当該都道府県知事が、市町村が法第六条第三項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第一号に掲げる事項を記載しようとする場合にあつては当該市町村長が避難場所と連絡する道路その他の地震が発生した場合においてその通行を確保することが必要な道路として認めるものとする。

(平二五国交令八七・追加)

(令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合)

第三条 令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合は、地形、道路の構造その他の状況により令第四条各号に定める距離又は長さによることが不相当である場合として、知事等(その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物(以下この条において「都道府県計画道路沿道建築物」という。))にあつては都道府県知事をいい、その敷地が市町村耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物(都道府県計画道路沿道建築物を除く。))にあつては市町村長をいう。次条及び第四条の二において同じ。)が規則で定める場合とする。

(平二五国交令八七・追加、平三〇国交令八六・一部改正)

(令第四条第一号の国土交通省令で定める距離)

第四条 令第四条第一号の国土交通省令で定める距離は、前条の規則で定める場合において、前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。

(平二五国交令八七・追加、平三〇国交令八六・一部改正)

(令第四条第二号の国土交通省令で定める長さ及び距離)

第四条の二 令第四条第二号の国土交通省令で定める長さは、第三条の規則で定める場合において、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において知事等が規則で定める長さとする。

2 令第四条第二号の国土交通省令で定める距離は、第三条の規則で定める場合において、二メートル以上の範囲において知事等が規則で定める距離とする。

(平三〇国交令八六・追加)

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断及びその結果の報告)

第五条 法第七条の規定により行う耐震診断は、次の各号のいずれかに掲げる者に行わせるものとする。

一 一級建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項に規定する一級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。)、二級建築士(同法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。))又は木造建築士(同法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。)(国土交通大臣が定める要件を満たす者に限る。)であり、かつ、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条から第八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(木造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては木造耐震診断資格者講習、鉄骨造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造部分を有する建築物にあつては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習又は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習に限る。以下「登録資格者講習」という。)を修了した者(建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項(同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく条例に規定する建築物について耐震診断を行わせる場合にあつては、それぞれ当該各条に規定する建築士に限る。以下「耐震診断資格者」という。)

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

- 2 前項の耐震診断は、技術指針事項(法第十二条第一項に規定する技術指針事項をいう。)に適合したものでなければならない。
- 3 法第七条の規定による報告は、別記第一号様式による報告書を提出して行うものとする。ただし、所管行政庁が規則により別記第一号様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。
- 4 法第七条の規定による報告は、前項の報告書に、耐震診断の結果を所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の耐震診断の結果を証明するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(平二五国交令八七・追加)

第二十一条 法第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 法第八条第一項の規定による命令に係る要安全確認計画記載建築物の所有者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 前号の要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要
- 三 第一号の命令をした年月日及びその内容

(平二五国交令八七・追加)

(法第九条の規定による公表の方法)

第二十二条 法第九条の規定による公表は、法第七条の規定による報告について、次に掲げる事項を、同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物ごとに一覧できるよう取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要
- 二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果に関する事項のうち国土交通大臣が定める事項

(平二五国交令八七・追加)

## 附 則

(令附則第二条第二項の国土交通省令で定める要件)

第二条 令附則第二条第二項の国土交通省令で定める要件は、同条第一項第二号イからホまでのうち当該建築物が該当する二以上の同号イからホまでに定める階数のうち最小のもの以上であり、かつ、同号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ、当該二以上の同号イからホまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の同号イからホまでに定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計以上であることとする。

(平二五国交令八七・追加)

(準用)

第三条 第五条第一項及び第二項の規定は、法附則第三条第一項の規定により行う耐震診断について、第五条第三項及び第四項の規定は、法附則第三条第一項の規定による報告について、第二十一条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第二項の規定による公表について、第二十二条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第九条の規定による公表について準用する。この場合において、第五条第三項中「別記第一号様式」とあるのは「別記第二十一号様式」と、第二十一条第一号中「法第八条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項」と、同号及び同条第二号並びに第二十二条第一号及び第二号中「要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と、同条中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と、「同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物の用途」と読み替えるものとする。

(平二五国交令八七・追加)

---

(4) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省第 184 号）（抜粋）

## 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをとおむね解消することを目標とする。

### 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

(別添)

## 第一 建築物の耐震診断の指針

二 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等については、各階の構造耐震指標を次のイからハまでに、各階の保有水平耐力に係る指標をニに定めるところによりそれぞれ求め、これらの指標に応じ別表第六により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

別表第6

構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	Is が 0.3 未満の場合又は q が 0.5 未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	(一) 及び (三) 以外の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	Is が 0.6 以上の場合で、かつ、q が 1.0 以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、Is 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Is 各階の構造耐震指標                      q 各階の保有水平耐力に係る指標		

(5) 静岡県地震対策推進条例（平成8年条例第1号）（抜粋）

（既存建築物の耐震性の向上）

第15条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条第1項に規定する要安全確認計画記載建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について耐震診断を行わなければならない。

2 既存建築物(昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第3条ただし書に規定するものを除く。))をいう。以下同じ。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物について耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び必要に応じた耐震改修を行うよう努めなければならない。

3 県は、市町と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況の把握に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うものとする。

4 知事は、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存建築物の所有者に対し、当該既存建築物の耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修について指導及び助言をすることができる。

5 知事は、緊急輸送路、避難路(市町村地域防災計画において設定されている幹線避難路及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。)又は市町村地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所(以下「避難地等」という。)に面する既存建築物について、必要な耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

- 6 県は、既存建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 7 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(一部改正〔平成18年条例48号・28年43号〕)

(建築物の落下対象物の安全性の向上)

第16条 建築物の所有者及び広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者等(所有者又は管理者をいう。以下同じ。)は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物(建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。

- 2 県は、市町と連携して、落下対象物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。
- 3 知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。
- 4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。
- 5 県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(ブロック塀等の安全性の向上)

第17条 ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)の所有者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的にブロック塀等を点検し、必要に応じて適切な耐震改修(生け垣への転換等の措置を含む。以下この条において同じ。)を行うよう努めなければならない。

- 2 県は、市町と連携して、ブロック塀等の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。
- 3 知事は、市町長と連携して、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、ブロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。
- 4 知事は、市町長の協力を得て、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、ブロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。
- 5 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該ブロック塀等の所有者に対し、必要な指示をすることができる。
- 6 県は、ブロック塀等の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(一部改正〔平成18年条例48号〕)

(6) 静岡県地震対策推進条例施行規則（平成8年規則第7号）（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（避難路）

第2条 条例第15条第5項の規則で定める避難路は、次に掲げる道路（市町村地域防災計画において幹線避難路として設定されているものを除く。以下同じ。）とする。

- （1）地震災害危険予想地域（地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の火災により著しい被害の発生が予想される地域に限る。）から住民等が避難するため必要な道路のうち、市町村地域防災計画において避難路として設定され、かつ、知事が必要があると認める道路
- （2）都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項の都市計画において定められた容積率の限度が400パーセント以上の商業地域又は近隣商業地域内の建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項及び第2項の道路

（一部改正〔平成28年規則57号〕）

(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（昭三四法一五六・昭四五法一〇九・平五法八九・平一六法六七・平三〇法六七・一部改正）

(8) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

（令元政三〇・追加）